

群馬県社会福祉総合センター会議室料金表

区 分			定員	使 用 料								
				社会福祉関係者及びその団体が社会福祉に関する会議に使用する場合				そ の 他 の 場 合				
				午前	午後	夜間	一日	午前	午後	夜間	一日	
施 設	会議室		人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	B01		90	1,760	2,350	2,350	6,460	3,530	4,700	4,700	12,930	
	101		20	580	780	780	2,140	1,180	1,560	1,560	4,300	
	201		30	780	1,030	1,030	2,840	1,560	2,080	2,080	5,720	
	202		36	820	1,100	1,100	3,020	1,650	2,200	2,200	6,050	
	203A		51	1,140	1,510	1,510	4,160	2,280	3,030	3,030	8,340	
	203B		51	1,040	1,400	1,400	3,840	2,110	2,820	2,820	7,750	
	203	AB同時使用		2,180	2,910	2,910	8,000	4,390	5,850	5,850	16,090	
	301	円卓	26	1,000	1,350	1,350	3,700	2,030	2,710	2,710	7,450	
	501		30	740	980	980	2,700	1,490	1,980	1,980	5,450	
	502	和室	30	740	980	980	2,700	1,490	1,980	1,980	5,450	
	701		63	1,520	2,030	2,030	5,580	3,060	4,080	4,080	11,220	
	特別	円卓	20	1,320	1,770	1,770	4,860	2,660	3,550	3,550	9,760	
体 育 室		**	970	1,300	1,300	3,570	1,960	2,610	2,610	7,180		
大ホール	入場料※を徴収しない場合	席 335	4,270	5,700	7,120	17,090	8,560	11,400	14,200	34,160		
	入場料※を徴収する場合	一般 316 車いす 19	5,960	7,950	9,950	23,860	11,900	15,800	19,800	47,500		
付 属 設 備			規 程 で 定 め る 額									

※入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物一回について入場者が支払う対価をいいます。

※会議室利用時間帯

午前 9:00～12:00
 午後 13:00～17:00
 夜間 17:00～21:00
 一日 9:00～21:00

休館日 毎月第1日曜日
 12月29日～1月3日

〒 371-0843
 前橋市新前橋町13番地の12

群馬県社会福祉総合センター

TEL 027-255-6000
 FAX 027-255-6271